

平成27年7月31日

令和6年4月1日（一部改訂）

令和7年9月1日（一部改訂）

令和8年4月1日（一部改訂）

高井戸第二小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【平成25年9月28日施行令和元年5月24日法律第11号最終改訂「いじめ防止対策推進法第2条」】

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導を推進する。
- 児童一人一人の変化に気付く感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- 保護者問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

3 学校体制

- (1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長・副校長・生活指導主任・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・その他校長が認める者とする。
- (2) いじめ対策委員会の役割は、本校におけるいじめ防止への取組、いじめに関する相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等とする。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任と学年主任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議する。なお、いじめに関する情報については、個人情報の取扱に考

慮しながら、教職員が共有するようにする。

(4) 学校評価においては、児童・保護者へのアンケート調査を行い、次年度の取り組みに役立てる。

4 いじめ問題への対策

(1) いじめの未然防止

○学校いじめ防止基本方針の策定

○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行

○いじめに関する校内研修の計画立案・実施

○いじめに関する授業の実施、児童会活動によるいじめ防止の取り組みへの支援

○学校評価による検証と基本方針の見直し

○安全安心な居場所づくりと、心の通い合う絆づくり

①日々の授業を通して

○たかにハンドブック

- ・楽しく気持ちよく学習したり生活したりするために、名前に「さん」を付けて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをすること、人に迷惑をかけないことなどを指導する。
- ・学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の聞き方や話し方、姿勢、集団行動のルールなどの学習規律を守らせる。

○分かる授業・楽しい授業づくり

- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・算数では、習熟度別少人数指導を行う。
- ・グループ活動や共同作業を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味合わせる。

②道徳の授業を通して

- ・思いやりの心や、児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命を大切にする心を育む。
- ・児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- ・道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。

③特別活動の取組を通して

○全教育活動を通して

- ・望ましい人間関係を築く

よりよい集団活動を通して学校・学級活動への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。

- ・学級の支持的風土を育む。(安心・安全な居場所づくり)

学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施する。

*支持的風土 互いに尊重し、認め合い、助け合う温かい雰囲気

○学級活動を通して

・学級会の充実

学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また、違いや多様性を超えて、「合意形成」する力を育てる。

・係活動の充実

児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っ係の組織をつくり、全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うことによって、自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にする意識を高める。

○児童会活動を通して

自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

○クラブ活動を通して

共通の興味関心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性と社会性を育てる。

○学校行事を通して

・自主性と協調性の育成

児童の発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感や達成感を味わわせ児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な知恵や技能を身に付ける。

・家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童の生き生きと学習したり活動したりする活動を見てもらう機会をつくる。

○児童の実態把握を通して

Q-U テストの結果や、ソーシャルスキルトレーニングを実施するなどして、児童の実態を十分に把握して、よりよい学級経営に努める。

(2) いじめの早期発見（「いじめ対策委員会」を核として対応する。）

○スクールカウンセラーや担任による児童面談の状況把握

○児童へのいじめアンケートの実施

○いじめに関わる情報の収集、分析、指導方針の分析

○情報のファイリングと共有

○保護者会や学校だよりを通じた学校の取り組みの発信と情報の収集・共有

(3) いじめの早期対応（「いじめ対策委員会」を核として対応する。）

○速やかな対応策の検討・実施

- 被害および加害児童やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導
- 保護者や関係機関との連携
- 教育委員会への報告と連携
- 被害の児童に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底
- 被害の児童への別室緊急避難措置の検討、実施
- 加害の児童への別室指導を含む懲戒等の検討
- 警察への相談・通報や教育相談所等との連絡
- 緊急保護者会の開催

(4) いじめの重大事態への対処（「いじめ対策委員会」を核として対応する。）

- 法第28条に基づく調査を実施するため教育委員会が設置する組織との連携・協力

5 保護者との連携について

- 児童が発する変化の真に気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを、学校だより等で伝えていく。
- アンケート調査を活用し、児童の人間関係や学校生活での悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- 重大事態発生時には、法に則して教育委員会に報告し、指導・助言を求め、学校だけで解決が困難な場合は、警察（スクールサポーター）や関係機関などの協力を得て、学校として組織的に動く。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めるために、PTA や学校運営協議会の会合等で、いじめ問題などの健全育成について話し合いを進める。

＜令和 8 年度 いじめ防止に向けた取組の年間計画＞

月	学校行事 等	指導内容
4 月	○新編成学級の児童理解 ○5 年生SCによる児童観察・面接開始 ○学年・学級づくり ○保護者会 ○全校朝会 ○校内委員会 ○個人面談（希望者） ○いじめに関わる研修 1	・引き継ぎ事項の確認 ・支援の必要な児童の早期発見・早期対応、いじめの未然防止 ・学年・学級経営、指導方針、指導方法、学校の「いじめ防止対策基本方針」の説明 ・児童への講話 ・校内委員会、いじめ対策委員会組織編成、年間計画の確認 ・学校サポートチーム定例会議①（4 月・8 月・1 月） ・保護者との面談を通して児童の実態把握 ・本校の「いじめ防止基本方針」の共通理解
5 月	○いじめ防止授業	・弁護士によるいじめ防止授業（4 年）
6 月	○特別支援全体会 ○ふれあい月間 ○いじめに関わる研修 2	・児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解 ・児童へのアンケート調査（聞き取り） ・いじめに関する授業①（1 学期：道徳） 「生命の尊重・個性の伸長」等をテーマとした道徳授業の実施① ・境界線について（動画研修）
7 月	○個人面談（児童・保護者・担任三者面談）	・1 学期の学校生活取り組み状況共有 ・保護者からの児童の実態把握、指導の連携
8 月	○研修会	・WEBQ-Uテスト（全学年）を活用した学級の実態把握、授業改善への反映（講師を招聘した研修） ・教員のいじめ防止取り組み状況の振り返り ・いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修
9 月	○夏休みの生活調査	・夏休みの児童の様子把握 ・夏休み以降の児童観察
10 月	○研修会 ○保護者会	・生活指導主任会の報告、情報交換の伝達 ・2 回目のWEBQ-Uテスト（全学年）を活用した実態の把握
11 月	○ふれあい月間 ○いじめに関する研修 3	・児童へのアンケート調査（聞き取り） ・いじめに関する授業②（2 学期：道徳） ・教員のいじめ防止取り組み状況の振り返り
12 月	○終業式	・学級の様子の報告 ・冬休みの生活についての指導

1 月	○冬休みの生活調査	・冬休みの児童の様子把握
2 月	○ふれあい月間 ○道徳授業地区公開講座	・児童へのアンケート調査（聞き取り） ・いじめに関する授業③（3学期：学級活動） ・「思いやり、親切・信頼友情」等をテーマとした道徳授業の実施
3 月	○特別支援全体会 ○保護者会 ○修了式 ○お別れの会	・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解 ・スクールカウンセラーを活用した組織的な対応の共通理解 ・学級の様子の報告 ・引き継ぎ事項の確認 ・春休みの生活についての指導